

「UDトーク」を使おう！（1-基本操作編）



「UDトーク」
って何？

「UDトーク」とは、パソコンやスマートフォンで用いるアプリケーション（アプリ）のことです。このアプリを使うと、しゃべった内容が文字になって表示されます（これを「音声認識」といいます）。

どうやって音声認識
をしているの？

インターネットでUDトークの専用コンピューター（サーバー）に接続します。コンピューターは、インターネットの回線を通して送られた音声を、意味を考えて漢字やカタカナを交えた言葉や文に変換して、再びインターネット回線でスマホなどに送り、表示します。



使い方は？



スマートフォンで使う場合はまず、アプリをスマホにインストールしましょう。インストールできたら、起動します。



こういう画面が出たら、「トークを始める」のところをタップします。



こういう画面が出たら、一番下の赤い部分をタップして、スマホに話しかけましょう。

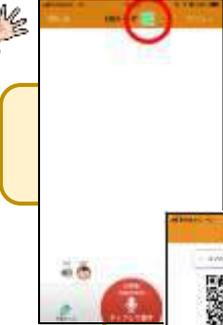


話した言葉が文字になって出てきます。止めるときは、もう一度赤い部分を押しします。

覚えておくとい
いい便利な使
い方は?



複数のスマホを使
って会話を共有す
ることができます。
まず、「元」にな
るスマホを決め
ます。



次に「元」にな
るスマホの上
に出ている四角
の記号をタップ
します。



すると、このよ
うなQRコード
が出てきます。
このコードを「
元」になるスマ
ホとつながりた
いスマホのケー
メラで読み取り
ます。



つながりた
いスマホの画
面の「トーク
に参加する」
をタップす
ると、「元」の
スマホと同
じ画面が出
てきます。
このスマ
ホにしゃべ
ると、つな
がったスマ
ホ全てに会
話が文字に
なり出ても
きます。

さらに便利
に使うには?



出力と入力に工夫をするとい
いですよ。

画面を大きなモニタで見ること
ができれば便利
なときがあり
ます。これに
は、スマホの
USB端子から
画面に出力す
るための変換
ケーブルを使
います。



それから、音
声を入力する
場合は、スマ
ホに直接しゃ
べるよりも、
スマホにマイ
クをつけて使
う方が変換の
誤りが少なく
なるようです。
有線、無線ど
ちらのマイク
も使えます。
フォナック社
の「ロジャー
ペン」や「ロ
ジャーセレクト
」という無線
マイクを、Bl
uetooth (ブル
ートゥース) で
接続する例な
どがあります。

マイクの音声を無線で
スマホへ

スマホからケー
ブルでモニタへ

という感じです。



実際に学校で
使えそうですか?

次号 (みみちゃん 89 号) で
それを考えてみま
しょう。



Nucleus 7 (ニュークレアス7) サウンドプロセッサ発売開始

1年前から既に海外では使用されていたコクレア社の人工内耳の最新機種である Nucleus 7 が、いよいよ国内でも発売されるそうです。今回の新機種の特徴は、小型化・軽量化や省電力化の他に、iPhone や Android™ のスマートフォンを用いて Nucleus 7 と直接接続し、音量調整や電池残量の確認などの操作が簡単にできたり、紛失したときに、Nucleus 7



の場所を地図で追跡できたりすることです。また、現在、補聴器の中には「Made for iPhone」という、iPhone であれば、音声通話や動画、音楽などを直接接続することができる機種 (GN ReSound (ジーエヌリサウンド社) や Starkey (スターキー社)、Beltone (ベルトーン社) 等) が販売されて

おり、Nucleus 7 も、人工内耳では唯一の「Made for iPhone」になっています。

また、2007 年より発売されていた同社のフリーダムサウンドプロセッサは、部品販売とダイレクト交換サービスを 2018 年 12 月末で終了したとのこと。

お知らせ

松山聾学校特別支援教育研修会

(第2回) の御案内

内 容： 幼少期から言語聴覚士になるまで
日 時： 平成31年2月2日(土) 15:30 ~ 16:30
会 場： 愛媛県立松山聾学校
講 師： 聖光会鷹の子病院 言語聴覚士 渡辺 咲 先生

渡辺先生は、現在、鷹の子病院にある愛媛人工内耳リハビリテーションセンターでんでんむし教室で言語聴覚士として勤務しておられます。御講演では、難聴者でもある御自身の生い立ちや経験を基にお話をさせていただく予定です。

申込方法： 事前に、本校へメールかFAXで申し込んでください。

FAX : 089-979-2214

メール : matsd-ad@esnet.ed.jp

※「研修会参加申し込み」と明記の上で、参加者の名前と所属(勤務先)、若しくは連絡先を御記入ください。

本校ホームページにも、案内文と申込用紙があります。

研修会のお問い合わせは本校自立・連携課の佐伯まで

手話言語条例の制定の動き～ 2018年12月時点で

毎月本校に届く「STKえひめ聴障（愛媛県聴覚障害者協会編集）」の12月号に、手話言語条例制定に関する活動報告の記事が掲載されていました。愛媛県では、手話言語条例の制定に向けて、愛媛県聴覚障害者協会、愛媛県手話通訳問題研究会、愛媛県手話通訳士協会、愛媛県手話サークル連絡協議会の4つの団体が構成する「愛媛県手話施策推進協議会」が発足し、話し合いを重ねているところです。

3年前のみみちゃん65号（2015年12月発行）で、手話言語条例に関する内容を取り上げた時、条例の制定自治体数は22で県単位での制定は3でした。

右の図で、塗りつぶされているところが県単位での制定、枠で囲んでいるところが、市町村レベルでの制定です。

これが、現在（2018年12月20日時点・右下の図）では、塗りつぶされている県が増えているのが分かります。それもそのはずで、半数以上となる25道府県で手話言語条例が成立しており、市町村レベルも含めると206自治体で制定され、約10倍になっています。

条例制定後に何が変わるかについて、日本ろうあ連盟発行の手話言語法ニュース58号では、埼玉県の例が示されています。県による手話環境整備施策推進懇話会が設置され、手話普及のキャンペーンや県民向け手話講座の開催、公共施設職員手話研修会の実施などにより、少しずつ理解啓発が進んでいる様子がうかがえます。一方で、手話通訳者の人材不足や高校、大学等で手話言語に関する授業を実施したくても対応が難しいなどの課題も出ているようです。

本県でも、制定に向けて4団体を中心とした具体的な活動が増えていきそうです。



編集後記

ここ数年のスマートフォンの機能の進化や処理の速さを考えれば、最近の補聴器や人工内耳の機能の凄さも納得できます。ただ、機能を十分に生かすような使い方ができるためには、我々教員がもっと勉強しなければならないことも確かです。

外国で手話を「公用語」として明確に規定している国は、ニュージーランド、パプアニューギニア、韓国で、この他にも憲法や法律で手話の使用について保障している国がいくつかあります。日本では、平成23年改正の障害者基本法第3条に「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段 …」の項目が新たに加えられましたが、手話言語法のような具体的な内容を定めた法律は未制定です。